

○香芝市二上山博物館条例施行規則

平成4年3月25日

教育委員会規則第3号

改正 平成10年 3月27日教育委員会規則第7号

平成15年 2月27日教育委員会規則第3号

平成23年 3月31日教育委員会規則第1号

(目的)

第1条 この規則は、香芝市二上山博物館条例（平成4年条例第7号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(事業)

第2条 香芝市二上山博物館（以下「博物館」という。）は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 博物館資料（以下「資料」という。）の収集、保存及び展示
- (2) 資料の調査及び研究
- (3) 遺跡及び埋蔵文化財の発掘調査及び研究
- (4) 資料に関する講演会、研究会等の開催
- (5) 他の博物館、学校、公民館、研究機関等との連絡及び協力
- (6) その他博物館の目的を達成するために必要な事業

（平15教育委員会規則3・一部改正）

(開館時間)

第3条 博物館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、午後4時30分以後の入館者は認めないものとする。

2 香芝市教育委員会（以下「委員会」という。）が必要と認めたときは、これを変更することができる。

(休館日)

第4条 博物館の休館日は、次のとおりとする。ただし、委員会が特に必要があると認めたときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

- (1) 毎週月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日）
- (2) 12月28日から翌年1月4日まで

（平15教育委員会規則3・一部改正）

(入館の制限)

第5条 委員会は、公益の維持管理上の必要があるとき又は施設若しくは資料の保全に支障があると認められるときは、入館を禁じ、又は退館させることができる。

(観覧券の交付)

第6条 条例第3条の規定による観覧料を納入した者に対し、観覧券（第1号様式）を交付する。

(観覧料の減免)

第7条 条例第4条の規定による減免については、次のとおりとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する市内の小学校、中学校及び高等学校の児童又は生徒が教育上の目的のために教職員に引率されて観覧するとき。
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けている者及びその介護者が観覧するとき。
- (3) その他市長が特別の理由があると認めるとき。

2 条例第4条の規定に基づき、観覧料の減免を受けようとする者は、香芝市二上山博物館観覧料減免申請書（第2号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、前項第2号の規定に該当する者にあつては、当該申請書の提出に代えて、同号に規定する当該手帳を提示しなければならない。

3 市長は、前項の申請書の提出があつた場合において、適当と認めたときは、香芝市二上山博物館観覧料減免決定通知書（第3号様式）を交付する。

(平10教育委員会規則7・平23教育委員会規則1・一部改正)

(入館者の遵守事項)

第8条 入館者は、条例第6条に規定する行為のほか、博物館内において次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 展示品、設備等に触れないこと。
- (2) 静粛にし、他人に迷惑をかけないこと。
- (3) 飲食又は喫煙しないこと。
- (4) その他館長の指示すること。

(撮影等の許可)

第9条 条例第6条に規定する行為をしようとする者は、香芝市二上山博物館撮影等許可申請書（第4号様式）を委員会に提出し、その許可を受けなければならない。この場合において、当該行為が、第11条の規定により博物館が寄託を受けている資料に係るときは、寄託者の承諾書を添付しなければならない。

2 委員会は、前項の申請書の提出があつた場合において、適当と認めたときは、香芝市

二上山博物館撮影等許可書（第5号様式）を交付する。

3 委員会は、前項の許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請により許可を受けたとき。
- (2) 許可に附された条件又は委員会の指示に従わないとき。
- (3) 資料の保全等管理上支障が生じたとき。

（平15教育委員会規則3・平23教育委員会規則1・一部改正）

（資料の館外貸出し）

第10条 博物館に展示又は保存している資料の館外貸出しを受けようとする者は、香芝市二上山博物館資料館外貸出許可申請書（第6号様式）を委員会に提出し、その許可を受けなければならない。この場合において、当該資料が、第11条の規定により博物館が寄託を受けている資料であるときは、寄託者の承諾書を添付しなければならない。

2 委員会は、前項の申請書の提出があった場合において、当該申請者が次の各号のいずれかに該当し、かつ、当該貸出しが博物館の業務に支障がないと認めるときは、香芝市二上山博物館資料館外貸出許可書（第7号様式）を交付する。

- (1) 国又は地方公共団体が設置する博物館、美術館又はこれらに類する施設
- (2) 前号以外の施設で、博物館法（昭和26年法律第285号）第10条の規定による登録を受けた施設又は同法第29条の規定により博物館に相当する施設として都道府県の教育委員会の指定を受けた施設
- (3) その他委員会が適当と認めるもの

3 資料の貸出期間は、30日以内とする。ただし、委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

4 前条第3項の規定は、資料の館外貸出しについて準用する。

（平15教育委員会規則3・平23教育委員会規則1・一部改正）

（寄贈及び寄託）

第11条 博物館は、資料の寄贈又は寄託を受けることができる。

2 博物館に資料を寄贈又は寄託しようとする者は、香芝市二上山博物館資料寄贈・寄託申込書（第8号様式）を委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

3 委員会は、前項の規定により、資料の寄贈又は寄託を受けたときは、資料を寄贈又は寄託した者に対して、香芝市二上山博物館資料受贈・受託書（第9号様式）を交付する。

4 寄託者が、前2項により寄託した資料の返還を受けようとするときは、香芝市二上山博物館寄託物返還申込書（第10号様式）に、前項の規定により交付を受けた資料受贈・受託書を添えて委員会に申し込まなければならない。

5 寄贈及び寄託を受けた資料は、博物館に所蔵する資料と同様の取扱いをするものとする。

る。

(平23教育委員会規則 1 ・ 一部改正)

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、博物館の管理に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年教育委員会規則第7号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年教育委員会規則第3号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年教育委員会規則第1号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

（平15教育委員会規則3・一部改正）

個人用

香芝市二上山博物館	
観覧券(個人用)	
(図柄)	
No.	1人1回当日限り有効
区分	円

団体用

香芝市二上山博物館	
観覧券(団体用)	
(図柄)	
No.	1人1回当日限り有効
区分	円

備考

- この様式による観覧券の区分は、次のとおりとする。
 - 大人
 - 学生
 - 小人
- 特別展示の場合の観覧券の様式は、この様式に準じて館長が別に定める。

第 2 号様式（第 7 条関係）

（平10教育委員会規則 7 ・ 平15教育委員会規則 3 ・ 平23教育委員会規則 1 ・ 一部
改正）

香芝市二上山博物館観覧料減免申請書

年 月 日

香芝市長 様

住所
団体名
氏名(代表者名)

香芝市二上山博物館条例施行規則第7条の規定に基づき、次のとおり観覧料の減免を
申請します。

入館年月日	年 月 日
団体名	
代表者名	
入館人員	人
入館目的又は減免理由	

(平23教育委員会規則 1・追加)

通知第 号
年 月 日

香芝市長 印

入館年月日	年 月 日
団体名	
代表者名	
入館人員	人
入館目的又は減免理由	
減免後の観覧料	円

第 4 号様式（第 9 条関係）

（平10教育委員会規則 7・平15教育委員会規則 3・一部改正、平23教育委員会規則 1・旧第 3 号様式繰下・一部改正）

香芝市二上山博物館撮影等許可申請書

年 月 日

香芝市教育委員会 様

住所
団体名
氏名(代表者名)

次のとおり資料の撮影等を行いたいので申請します。

品目	点数	備考
日時	年 月 日 時 分から 時 分まで	
方法	撮影 模写 模造 その他()	
目的又は用途		
許可条件		

- 注1 「方法」欄は、該当する事項を○で囲んでください。
- 2 寄託を受けた資料の撮影をするときは、寄託者の承諾書を添付すること。

第 5 号様式（第 9 条関係）

（平10教育委員会規則 7 ・ 平15教育委員会規則 3 ・ 一部改正、平23教育委員会規則 1 ・ 旧第 4 号様式繰下 ・ 一部改正）

香芝市二上山博物館撮影等許可書

香教委指令 第 号

住所
団体名
氏名(代表者名) 様

年 月 日付けで申請のあった撮影等については、つぎのとおり許可します。

年 月 日

香芝市教育委員会
印

品目	点数	備考
日時	年 月 日 時 分から 時 分まで	
方法	撮影 模写 模造 その他()	
目的又は用途		
許可条件		

第 6 号様式（第10条関係）

（平10教育委員会規則 7 ・ 平15教育委員会規則 3 ・ 一部改正、平23教育委員会規則 1 ・ 旧第 5 号様式繰下 ・ 一部改正）

香芝市二上山博物館資料館外貸出許可申請書

年 月 日

香芝市教育委員会 様

住所
団体名
氏名(代表者名)

次のとおり博物館資料の館外貸出しを受けたいので申請します。

品目	点数	備考	
貸出しの目的			
貸出しの場所			
期間	年 月 日から 年 月 日まで		
輸送方法			
輸送業者名		責任者名	
保管責任者			
その他			

注 寄託を受けた資料の貸出しを受けようとするときは、寄託者の承諾書を添付すること。

第 7 号様式（第10条関係）

（平10教育委員会規則 7 ・ 平15教育委員会規則 3 ・ 一部改正、平23教育委員会規則 1 ・ 旧第 6 号様式繰下 ・ 一部改正）

香芝市二上山博物館資料館外貸出許可書

香教委指令 第 号

住所
団体名
様

氏名(代表者名)

年 月 日付けで申請のあった館外貸出しについては、つぎのとおり許可
します。

年 月 日

香芝市教育委員会
印

品目	点数	備考
貸出しの場所		
期間	年 月 日から 年 月 日まで	
許可条件		

第 8 号様式（第11条関係）

（平10教育委員会規則 7 ・ 平15教育委員会規則 3 ・ 一部改正、平23教育委員会規則 1 ・ 旧第 7 号様式繰下 ・ 一部改正）

香芝市二上山博物館資料寄贈・寄託申込書

年 月 日

香芝市教育委員会 様

住所
団体名
氏名(代表者名)

私所有の下記の資料を香芝市二上山博物館へ寄贈・寄託したく申し込みます。

記

品目	点数	寄託する期間	備考
その他			

第 9 号様式（第11条関係）

（平10教育委員会規則 7 ・ 平15教育委員会規則 3 ・ 一部改正、平23教育委員会規則 1 ・ 旧第 8 号様式繰下 ・ 一部改正）

香芝市二上山博物館資料受贈・受託書

年 月 日

様

香芝市教育委員会 印

あなたから香芝市二上山博物館へ寄贈・寄託された下記の資料を受領しました。

記

品目	点数	寄託する期間	備考
その他			

- 注1 寄託された資料の返還は、この受託書と引換えに行います。
- 2 この受託書をなくされたときは、直ちに届け出てください。

第10号様式（第11条関係）

（平10教育委員会規則7・平15教育委員会規則3・一部改正、平23教育委員会規則1・旧第9号様式繰下・一部改正）

香芝市二上山博物館寄託物返還申込書

年 月 日

香芝市教育委員会 様

住所
団体名
氏名(代表者名)

香芝市二上山博物館へ寄託しました下記の資料の返還を申し込みます。

記

品目	点数	寄託年月日	備考
返還希望年月日	年 月 日		
その他			

注 寄託された際に交付した資料受贈・受託書を添付してください。